

参考様式第5-1号

令 6 農 第 337 号
令 和 6 年 11 月 28 日

農業経営基盤強化促進法第18条第1項の規定に基づき、公表します。

諏訪市長 金子 ゆかり

市町村名 (市町村コード)	諏訪市 (20206)
地域名 (地域内農業集落名)	覗石地区
協議の結果を取りまとめた年月日	令和6年8月19日 (第1回)

注1:「地域名」欄には、協議の場が設けられた区域を記載し、農林業センサスの農業集落名を記載してください。

注2:「協議の結果を取りまとめた年月日」欄には、取りまとめが行われた協議の回数を記載してください。

1 地域における農業の将来の在り方

(1) 地域農業の現状及び課題

- ・現状の担い手のほとんどが高齢化しているうえ、後継者が不在である。
- ・農地は法面や土手の面積が広くて不整形なので、管理が困難。他者への受委託も難しい。
- ・かつては中山間地域等直接支払交付金を活用した農地整備が行われたが、現在は耕作放棄地が増加している。

(2) 地域における農業の将来の在り方

- ・長期間耕作が行われなかった農地が多く、他地区の担い手が受託するのは困難である。
- ・覗石地区は農家もおらず、交付金を受けていないため、地域計画を策定するメリットがない。
- ・覗石地区は地域計画を策定しない。

2 農業上の利用が行われる農用地等の区域

(1) 地域の概要

区域内の農用地等面積	0 ha
うち農業上の利用が行われる農用地等の区域の農用地等面積	ha
(うち保全・管理等が行われる区域の農用地等面積)【任意記載事項】	ha

(2) 農業上の利用が行われる農用地等の区域の考え方

豊田・湖南・中洲地区平坦部及び上野・板沢・後山・霧ヶ峰地区農業振興地域内の農用地区域内農地

注:区域内の農用地等面積は、農業委員会の農地台帳等の面積に基づき記載してください。

3 農業の将来の在り方に向けた農用地の効率的かつ総合的な利用を図るために必要な事項

(1) 農用地の集積・集約化の方針

担い手を中心とした農地の集積・集約化を進めるため団地面積の拡大を図る。

(2) 農地中間管理機構の活用方針

地域全体を農地バンクに貸し付け、担い手への経営意向を踏まえ、段階的に集約化する。その際所有者の貸付意向時期に配慮する。

(3) 基盤整備事業への取組方針

農業の生産効率の向上や農地集積・集約化を図るため、農地の大規格化や平坦化等の基盤整備を視野に入れ検討を行う。

(4) 多様な経営体の確保・育成の取組方針

(5) 農業協同組合等の農業支援サービス事業者等への農作業委託の活用方針

以下任意記載事項(地域の実情に応じて、必要な事項を選択し、取組方針を記載してください)

<input type="checkbox"/>	①鳥獣被害防止対策	<input type="checkbox"/>	②有機・減農薬・減肥料	<input type="checkbox"/>	③スマート農業	<input type="checkbox"/>	④畠地化・輸出等	<input type="checkbox"/>	⑤果樹等
<input type="checkbox"/>	⑥燃料・資源作物等	<input checked="" type="checkbox"/>	⑦保全・管理等	<input type="checkbox"/>	⑧農業用施設	<input type="checkbox"/>	⑨耕畜連携等	<input checked="" type="checkbox"/>	⑩その他

【選択した上記の取組方針】

- ・農地の維持管理を一丸となって継続していく。
- ・収益性の高い品目の検討。